

令和4年2月18日運輸安全委員会

遊覧船グリランド900旅客負傷事故に係る勧告に基づく報告について

令和元年9月19日に青森県十和田市御倉半島北方沖(十和田湖東部)で発生した遊覧船グリランド900旅客負傷事故について、原因関係者から、当委員会が行った勧告に基づく措置の報告を受けましたのでお知らせします。(別添)

本事故については、令和3年8月26日に事故調査報告書の公表とともに同者に対して勧告を行っていたところです。(参考)

なお、同者からの報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

運輸安全委員会 委員長 武田 展雄 殿

遊覧船グリランド900旅客負傷事故に係る勧告に基づき講じた措置について

令和3年8月26日付運委参第37号により送付を受けた「遊覧船グリランド900旅客負傷事故に係る勧告について」に対し、下記のとおり勧告に基づき講じた措置について報告します。

記

勧告内容(1)

貴殿は、船長及び乗組員に対して、高い風浪を認めた際、安全管理規程及び運航基準に基づく 基準航行を中止し、減速等を行う基準に達している場合、波高に合わせて十分減速するなど船体 動揺の軽減措置をとるよう、周知徹底を図ること。

勧告に基づき講じた措置

所有船舶の運航に携わる各船長に対して、高い風浪を認めた際、基準航行を中止し、減速等を 行う基準に達している場合、波高に合わせて十分減速するなど船体動揺の軽減措置をとるよう指 示を行った。

なお、航行中止等の判断にあたっては、運航基準上、航行の継続が可能な場合であっても、最新の気象情報、航行経路における風向や波向及び地形による風浪の変化も考慮するよう併せて指示を行った。

実施日 令和3年8月26日

実施方法 各船長等に対する講習及び運航前ミーティングにおける口頭による指導



勧告内容(2)

貴殿は、船長が航行中に旅客に対し口頭で指示を行う場合、旅客に風、機関音等の影響により 伝わらない可能性があるので、船長に対し、拡声器等を使用するとともに、旅客の動向を注視し て確実に指示が伝わったことを確認するよう指導すること。

勧告に基づき講じた措置

所有船舶においてメガホンを配置し、所有船舶の運航に携わる各船長に対して、旅客に対し口 頭で指示を行う場合に、メガホンを使用するよう指示を行った。

また、旅客への指示を行う際には、減速、停船等させ、風、機関音等の影響を極力排除すると ともに、旅客の動向、反応を注視し、確実に指示が伝わったことの確認を行うよう指示を行った。 なお、航行中、所有船舶の全座席で、メガホンによる指示内容が明瞭に聞こえることを確認し た。

実施日 令和3年8月26日

実施方法 各船長等に対する講習及び運航前ミーティングにおける口頭による指導

勧告内容(3)

貴殿は、高齢者等の旅客を極力前部座席に着席させないこと。高齢者等の旅客に後部座席を確保できない場合には、安全上、他の船舶に振り分けて乗船させること。

勧告に基づき講じた措置

高齢者等の旅客に対しては、前部座席への着席を希望する者も含め、後部座席へ着席するよう 誘導を行っている。また、高齢者等の旅客に後部座席を確保できない場合には、他の船舶に振り 分けて乗船させるなどの安全対策を講じることとしている。

実施日 令和3年8月26日